

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十九号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後			改 正 前	
別表第 2 第 1 部～第 3 部 (略)			別表第 2 第 1 部～第 3 部 (略) (新設)	
第 4 部 追 補 (1)				
内 用 薬		規 格 単 位		
品 名				
<u>(い)</u>				
イマチニゾ錠100mg 「ヤクルト」		100mg 1 錠		
<u>(せ)</u>				
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩細粒小児用10% 「TW」	100mg 1 g		
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩小児用細粒10% 「SW」	100mg 1 g		
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩錠75mg 「SW」	75mg 1 錠		
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩錠75mg 「TW」	75mg 1 錠		
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩錠100mg 「SW」	100mg 1 錠		
<u>㊦</u>	セフカペンピボキシシル塩酸塩錠100mg 「TW」	100mg 1 錠		
<u>㊦</u>	セフジトレンピボキシシル小児用細粒10% 「SW」	100mg 1 g		
<u>㊦</u>	セフジトレンピボキシシル錠100mg 「SW」	100mg 1 錠		
注 射 薬				
品 名		規 格 単 位		
<u>(へ)</u>				
ヘパシズマゾB S 点滴静注100mg 「第一三共」		100mg 4 ml 1 瓶		
ヘパシズマゾB S 点滴静注400mg 「第一三共」		400mg16ml 1 瓶		
<u>(ほ)</u>				
ホルテゾミヲ注射用 3mg 「ヤクルト」		3 mg 1 瓶		